

○財務省告示第九十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができると定める件（平成十七年財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。ただし、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二条第一号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定に基づく財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所については、なお従前の例による。

令和四年三月三十一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十六条第三項第	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八

二号の規定に基づき、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十九條第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定したので、告示する。

号）第十八條第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十六條第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を指定したので、告示する。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。